

災害事例

建築工事現場における熱中症

【災害の概要】

工事の種類：鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋
建築工事業

災害の種類：高温・低温環境

被災者：1人（死亡）



【災害発生状況】

本災害は、マンション工事のスラブ鉄筋配筋作業中の炎天下の作業であったことより熱中症（日射病）となり、治療の開始が遅れたこともあり死亡に至ったものである。

災害が発生した工事は、鉄筋コンクリート造りのマンションの新築工事であった。被災者が作業していた5階全面にメッシュシートが張られていたため、作業場所には風がほとんど入らない状況であった。

通風を良くしようとして西側の足場のメッシュシートをまくっていたが、他の3面が民家および道路に接しており、飛来落下防止のため、同様の措置がとれない状況にあった。

災害発生当日、被災者はスラブの配筋作業は鉄筋を配筋する作業であり、しゃがんだ姿勢で作業を行っていた。

被災者は高齢であったこともあり、鉄筋の運搬は行わず、作業場所の近くに仮置された鉄筋の配筋作業のみを行っていた。

午前10時前になった頃、被災者は職長に対し「調子が悪いので少し休んでいる」と話し、5階のスラブの片隅で休憩した。顔は赤らみ、両手両足の筋肉が張っているようで自分で手足をさすり、かなり具合が悪そうであったが、本人は「ちょっと休んでいれば大丈夫」と話していた。

職長は午前10時過ぎに被災者の状況を元請の代理人に報告するとともに、日陰となって

いる階へ連れていった。このときには、被災者は1人では歩けない状況で、職長に体を支えられての移動であり、移動後にも壁にもたれて座っていた。

職長は、被災者の状況から作業の続行は困難と判断し、会社に電話を入れ自宅に連れて帰る旨連絡し、現場の車両に乗せ正午ごろ帰宅させたが、自宅には家人が誰もいなかったこともあり、そのまま休んでいたものと思われる。

夕方、家人が帰宅した後も被災者は筋肉が張っていることもあり、湿布薬を貼り休んでいた。

翌日、症状が改善されないため救急車の出動を依頼し病院に搬送された。

診察した医師は、熱中症、脱水(高度)と診断し、治療を行ったが、急性腎不全と虚血性腸炎による消化管出血(下血、吐血)が発症し、11日後に死亡したものである。

<熱中症>

高温環境に対する不適応あるいはストレスが、生体内の許容限界を超えたときに起こる急性障害が熱中症である。

熱中症には、体温中枢の調節機能失調が原因となる重篤な熱射病のほか、循環障害、血圧降下、虚脱状態を特徴とする熱虚脱、そして熱痙攣などがあるが、作業場で注意しなければならないのは熱痙攣である。主症状は酷使した筋肉の有痛性痙攣で、発熱や血圧の異常はみられない。

出典：「現代労働衛生ハンドブック」
(財団法人 労働科学研究所出版部)

【災害発生原因】

強い日差しの中での作業により熱中症（日射病）が発症したこと。

連日の猛暑にもかかわらず、暑さへの対策がとられていなかったこと。

現出した症状が「熱中症（日射病）」であることに気付かず、その対応が遅れたこと。

【再発防止対策】

送風機を設置稼働させたり、通風を良くすることで体感温度の上昇の防止に努めること。

飲料水を作業場所の付近に設置し、容易に水分補給できるようにすること。

休憩の回数を増やし疲労の蓄積を防止すること。

日常の健康状態の把握に努め、作業開始前に健康状態のチェックを行うこと。

作業者に日射病の症状および救急措置についての教育を行うこと。